

令和7年6月23日

◎武石委員長 ただいまから、商工農林水産委員会を開会いたします。

(10時00分開会)

◎武石委員長 御報告いたします。弘田委員から所用のため少し遅れる旨の届出がっております。

本日からの委員会は、付託事件の審査等についてであります。

当委員会に付託された事件は、付託事件一覧表のとおりであります。

日程につきましては、日程案によりたいと思います。

なお、委員長報告の取りまとめにつきましては、25日水曜日の委員会で協議していただきたいと思っております。

お諮りいたします。日程につきましては日程案によりたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎武石委員長 御異議なしと認めます。それでは、日程に従い付託事件の審査を議題とし、各部局の説明を受けることにいたします。

《商工労働部》

◎武石委員長 初めに、商工労働部について行います。

それでは、議案について部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は各課長に対する質疑と併せて行いたいと思っておりますので、御了承を願います。

◎岡田商工労働部長 当部の提出議案は2件です。いずれも、長期化する原材料価格の高騰や人手不足等、厳しい経営環境にある県内事業者に対して、支援に必要な予算となります。

2ページの一般会計補正予算総括表をお願いします。まず、経営支援課からは、厳しい経営環境にある県内事業者の事業活動に必要な資金調達に係る保証料負担、これを軽減するために、国の協調支援型特別保証制度に呼応し、新たに創設する県制度融資の保証料補給金1億2,115万9,000円の増額補正を計上しています。

3ページをお願いします。補正予算の追加分として商工政策課からは、国の電気料金負担軽減措置の対象外となっている特別高圧電力を利用する県内事業者に対する給付金3,240万8,000円の増額補正を計上しています。詳細は、担当課長より後ほど御説明します。

4ページをお願いします。経営支援課所管の高知県大規模小売店舗立地審議会を先月の5月2日に開催し、ドラッグコスモス南国篠原店に関して、店舗が立地する周辺地域の生活環境保持の観点から、施設の配置や運営方法など設置者が配慮すべき事項について御審議いただき、意見なしとの答申をいただきました。総括説明は以上です。

◎武石委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈商工政策課〉

◎武石委員長 初めに、商工政策課の説明を求めます。

◎西山商工政策課長 当課の補正予算について御説明いたします。資料1ページ目の歳出でございます。今回の補正につきましては資料右端の説明欄でございます、特別高压電力を使用している、県内の製造業等の事業者を支援するため、3,240万8,000円を追加提案させていただきます。詳細につきましては、次の2ページ目で御説明いたします。

資料の背景・目的欄でございますが、国の電気料金負担軽減措置の対象外となっております特別高压電力について、全額国の交付金を活用し、県独自の支援を実施するものでございます。国においては本年7月から9月にかけて、低压高压電力を対象に、電気料金の値引きを実施いたしますが、大量の電気が必要となります工場などが利用する特別高压電力は対象外となっております。このため、本県ではこれまでも、右の表にございますように、国の電気料金負担軽減措置に連動した支援を、国の交付金を活用して実施しており、今回も、表の太枠の部分でございますが、国に合わせて支援を行いたいと考えております。

事業の概要といたしましては、資料中ほどの1給付対象者でございますように、特別高压電力を利用する鉱工業者と、商業施設の運営事業者及びそのテナントとなります。その下の米印でございますが、大企業につきましては企業の体力などを踏まえ、県内の事業所、店舗の営業利益額が、前の事業年度比で減少しているものを対象としております。2給付対象期間は、本年7月から9月までの使用分となります。3給付方法及び4給付額の算定方法でございますが、給付対象期間に使用した実績値をもとに給付額を算出いたします。

5給付金単価につきましては、電力使用量に応じて事業者ごとに、電力会社との契約単価が異なりますため、事業者ごとに算出することとしております。具体的な計算式は、資料に記載しておりますとおり、国の高压電力の値引き単価に、右の点線で囲んだ計算により算出した事業者ごとの単価を乗じて算出いたします。大企業につきましては、企業体力などを踏まえ、単価を2分の1としております。

最後に、6スケジュールでございますが、想定されます事業者に制度の周知を行い、使用した実績値を基に給付を行いますため、申請期間は本年10月から11月末までとし、順次給付してまいります。

以上で、商工政策課の説明を終わります。

◎武石委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 大企業に関する対応なんですけれども、まず前提として、対象になる大企業はどれぐらいの企業数になるのかと、全体の対象企業数を教えていただきたい。

◎西山商工政策課長 大企業になりますと、今回の第5期で計上しております企業数ですと、3社計上しております。これまでの第1期から第4期まで実績は、企業数として全体では41社の52事業所となっております。主に、大型商業施設のテナントが多くを占めてお

ります。

◎塚地委員 テナントの方々は大変助かる対応だと思いますので、しっかり周知徹底をしていただくようお願いしたいと思います。

◎武石委員長 なければ、質疑を終わります。

以上で、商工政策課を終わります。

〈経営支援課〉

◎武石委員長 次に、経営支援課の説明を求めます。

◎宮地商工労働部副部長（総括） 経営支援課の令和7年6月補正予算について御説明させていただきます。1ページでございます。右端の説明欄を御覧ください。中小企業制度金融貸付金保証料補給金といたしまして、1億2,115万9,000円の増額をお願いしております。事業の詳細につきましては、議案補足説明資料で御説明させていただきます。

2ページを御覧ください。まず資料の1番上の、現状の欄を御覧ください。足元では、コロナ禍から社会経済活動の正常化が進む中、長期化する原材料価格の高騰、物価高、人手不足などによる影響が懸念されており、中小企業者を取り巻く環境は依然厳しい状況となっております。また、米国の関税措置の影響についても、先行きは不透明な状況となっております。そのような状況の中、国の方針の欄でございますが、国において、金融機関によるプロパー融資と保証つき融資を組み合わせることなどによりまして、金融仲介機能の一層の強化を図り、原材料価格の高騰や人手不足などの影響を受けた事業者の経営の安定などに資するため、協調支援型特別保証制度が創設されました。本制度を利用した事業者に対し、信用保証料の一部を国が補助することとしております。

県の対応を御覧ください。今回の補正予算で創設する県制度融資は、厳しい経営環境にある中小零細企業が多い本県の実情を踏まえまして、国の制度に呼応する形で、国の保証料補給に、県がさらに上乘せすることで、厳しい経営環境にある事業者のさらなる保証料負担の軽減を図るものでございます。2主な要件のとおり、制度融資を利用するに当たりまして、主な要件は2点ございます。1点目は（1）本制度融資の実行と原則同時に、金融機関からプロパー融資を受けること。（2）事業者が経営行動計画の策定及び実行・進捗の報告をすることとなっております。主な要件（1）（2）ともに、3にございますとおり各種貸付け限度額は2億8,000万円、償還期間は、一括返済の場合は1年以内、分割返済の場合は10年以内となっております。資金用途については、設備資金、運転資金のどちらも御利用いただけます。また、保証料は、下の表のとおりとなっております。

1番下の予算額の欄を御覧ください。今回補正をお願いいたしますのは、融資枠178億円に対して、予算を1億2,115万9,000円計上させていただいております。融資枠につきましては、当初予算でお認めいただきました県の制度融資枠であります325億円は変更することなく、既存の制度融資である経営力強化保証制度融資及び産業振興計画融資の枠の見直

しをすることで対応することとしております。枠が変更しておりませんが、予算をこのたび計上させていただきましたのは、保証料補給の県の負担額について、通常ですと、保証協会に対し、返済期間に合わせて必要な額を支払っているところですが、本制度は国が当制度の補助分を保証協会に一括で前払いでお支払いをされる制度になっておりますので、県もそれに倣って、一括で支払う必要が生じたので、不足する分について計上させていただいたものでございます。私からの説明は以上となります。

◎武石委員長 質疑を行います。

◎上治委員 こういう補償制度を受けようとする企業はどのくらいを想定されていますか。融資を受けようというところ。

◎宮地商工労働部副部長（総括） 融資の場合は、事業者としては中小企業2万3,000社ほどございますけれども、件数というよりも、融資額で積算をしております、これまでどれぐらい資金需要があったかというところから融資枠を計上させていただいております。計上に当たりましては、保証協会ですとか金融機関に、今後の所要額の見込みでお話を伺って計上させていただいております。

◎田所委員 国の保証料補給に県がさらに上乘せすることで事業者を守っていく、非常にいい制度だと思ったんですけども、この融資枠178億円に当たっての1億2,000万円余りの予算額は、これは十分ということで算出されているのか、根拠等があれば教えていただきたいです。

◎宮地商工労働部副部長（総括） 178億円を全て御利用になった場合に、5保証料の右に補給率（県）がございまして、この補給率の平均値を想定して、全て御利用になったときの金額を計上させていただいております。

◎武石委員長 なければ、質疑を終わります。

以上で、経営支援課を終わります。

これで、商工労働部を終わります。

《農業振興部》

◎武石委員長 次に、農業振興部について行います。

それでは、議案につきまして、部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので御了承願います。

◎松村農業振興部長 農業振興部の提出議案につきまして総括説明をさせていただきます。当部に関わります議案は、令和7年度の一般会計補正予算に関する議案、条例その他議案でございます。

補足説明資料の2ページをお願いいたします。農業振興部の令和7年度6月補正予算総括表をお示ししております。今回の補正は、畜産振興課の配合飼料価格の高止まりの影響を受ける畜産農家の負担を軽減するための支援として3,298万4,000円の増額補正をお願い

するものでございます。

次に、債務負担行為についてでございます。当該資料に記載はございませんが、債務負担行為について該当しますのは、畜産振興課の四万十市新食肉センター整備事業費負担金の追加でございます。詳細は、後ほど畜産振興課長より御説明いたします。以上が、補正予算議案の概要でございます。

次に、条例その他議案として、今回、農業振興部からは、高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案を提出させていただいております。こちらも詳細につきましては、後ほど農業基盤課長から御説明させていただきます。

続いて3ページをお願いいたします。付託案件ではございませんが、今議会での令和6年度高知県一般会計事故繰越につきまして、当部に該当する事業がございますので、御説明させていただきます。表の中央に記載しております、9款農業振興費、3項農地費の農業水路等防災減災事業費につきまして、事故繰越を行うこととなったものでございます。理由といたしましては、安田町におきまして、利用者がおらず、管理されていないため池の廃止工事の実施に当たりまして、新たに利用を検討したいという耕作者が現れ、その調整に日時を要したことによるものでございます。調整の結果、当該耕作者は他の水源を利用することとなったため、当該ため池については予定どおり廃止工事を実施することといたしましたが、年度内の完了が困難となったため、事故繰越となったものでございます。

最後に4ページをお願いいたします。各種審議会の審議経過等についてでございます。高知県農林業基本対策審議会及び高知県産業振興計画フォローアップ委員会農業部会の今後の開催予定等について記載しております。以上で私からの説明を終わります。

◎武石委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈畜産振興課〉

◎武石委員長 初めに、畜産振興課の説明を求めます。

◎谷本畜産振興課長 当課の補正予算案について御説明します。歳入の説明は省略させていただきまして、歳出の説明をさせていただきます。1畜産振興費の右端の説明欄を御覧ください。1畜産生産基盤強化事業費の下、畜産経営体質強化緊急支援事業委託料でございます。配合飼料価格につきましては、依然高止まりをしております、国のセーフティネットによる補填の発動もないことから、畜産経営に大きな影響を与えています。今後こうした状況が継続すると見込まれることから、今回、緊急的な経営支援をお願いするものでございます。

次のページに移りまして、詳細をポンチ絵を使って説明させていただきます。現状・課題の欄を御覧ください。①配合飼料価格につきましては、原料となります輸入トウモロコシなどの出来具合や為替の変動の影響を受けまして、令和6年度も高止まりが続き、令和7年度第1四半期以降も大幅に値下がりする見込みがない状況です。また、国におきまし

ては、配合飼料価格の高止まり対策としまして、セーフティーネットである、②配合飼料価格安定制度による補填が発動するよう、令和5年度第1四半期から特例を設けましたが、連続3四半期までの発動としたため、令和5年度の第4四半期以降は発動がない状況でございます。そのため、右の図1の赤の棒グラフで示します、配合飼料の生産者負担額の増加率を見ますと、令和5年度平均と比較しました令和6年度平均はおおよそ7%の増加となっており、現在、生産者が取り組んでいます飼料コストなどの削減目標である5%を上回っています。

対策の青い枠囲みを御覧ください。こうした状況を踏まえ、飼料コスト削減や、生産性向上による経営体質強化を図るためには、生産者の配合飼料費の負担軽減が必要であると考えております。事業内容につきましては、配合飼料価格における生産者負担額の増加分の2分の1の相当額を、購入数量などに応じて支援することとしています。支援単価につきましては、左の図2に示すとおり、配合飼料の生産者負担額の増加分、すなわち令和5年度平均と比較しました令和6年度の平均の増加分の2分の1相当額、1トン当たり3,150円を上限としまして支援を行います。期間につきましては、令和7年7月から9月まででございます。委託先につきましては、制度の実施主体でございます。対象者につきましては、制度に加入し、図3に示します畜産の構造転換対策メニューを選択し、改善に取り組む畜産農家としております。

次のページに移りまして、債務負担行為を一つ提出しております。四万十市新食肉センター整備事業費負担金は、令和7年度から令和10年度までの債務負担行為4億7,574万9,000円を設定するものでございます。

次のページに移りまして、詳細をポンチ絵を使って説明させていただきます。1番上の枠囲みを御覧ください。四万十市の食肉センターは、県内で唯一の豚の屠畜場であり、本県の畜産振興に寄与するとともに、幡多地域の雇用の場の確保にもつながる施設でございます。近年老朽化が進み、円滑な操業に支障が出ていることから、早急な建て替えが必要となっております。今回の債務負担は、新たな食肉センターの整備について、関係市町村とともに設定するものでございます。

次に、1四万十市新食肉センター整備事業費負担金追加の経緯を御覧ください。令和6年7月に開催されました、県・四万十市関係7市町村、関係団体、そして生産者で構成します、四万十市新食肉センター整備検討会におきまして、新食肉センターの基本的な仕様、発注方法、概算事業費、負担割合について合意しました。この合意に基づき、整備に係る費用負担につきましては、令和6年度9月議会で補正予算の議決をいただき、同年10月に、四万十市及び関係市町村と協定を締結しております。しかしながら、同年11月にプロポーザルを実施したところ、物価高騰の影響等から、不調となっております。この不調を受けまして、四万十市及び新センターの運営主体となります一般社団法人四万十食肉公社にお

きまして、概算事業費の見直しを行い、令和7年4月25日開催の四万十市新食肉センター整備検討会で、再度合意に至りましたので、今議会で負担行為の追加をお願いするものでございます。

次に、2整備事業費、負担額及び負担割合を御覧ください。整備事業費等の前回からの変更について御説明します。整備事業費は、前回の62億9,582万8,000円から73億9,750万円と、約11億円の増額となっております。この増額の主な要因は資材高騰であると、四万十市では分析しております。すぐ下の①県・市町村の負担額は、前回61億4,971万8,000円から70億8,962万6,000円、②関連事業者ほか負担分は1億4,611万円から3億787万4,000円に増額しております。

右の欄に行きまして、①県・市町村の負担額の内訳でございます。高知県の負担額は、前回31億1,279万4,000円から35億8,854万5,000円と、4億7,575万1,000円の増額となっております。欄の右端、負担割合については変更がなく、県は50.6%、四万十市は40%、その他の関係市町村合計は9.4%となっております。県の負担割合の考えにつきましては、高知市の食肉センターにおける負担と同様に、基本とする県の50%の負担に財政的に負担の多い、宿毛市と大月町の負担額の一部を県が負担することとし、合計で50.6%の負担割合となっております。

次に、左に戻りまして、破線で囲みました四万十市新食肉センター整備事業費負担金を御覧ください。①令和7年度6月補正予算額は、増額を反映しまして35億8,854万5,000円でございます。一方、②令和6年度9月補正で議決をいただき計上した額は31億1,279万6,000円でございます。したがって、③今回追加する債務負担額は、①から②を差し引いた4億7,574万9,000円でございます。下に行きまして債務負担期間や負担先につきましては変更がなく、四万十市は、県や関係市町村からの負担金を公社に補助する流れとなっております。

3整備スケジュールを御覧ください。本年度中に実施設計に着手し、令和10年度末に新施設の稼働を目指すスケジュールとなっております。当初は令和10年5月稼働開始予定でしたが、10か月程度遅れる見込みとなっております。以上で、畜産振興課に係る説明を終わらせていただきます。

◎武石委員長 質疑を行います。

◎西森（美）委員 昨年9月議会で債務負担行為が設定されて、今回、6月議会で県と関係市町村が追加で、との説明だったと思います。整備費についても11億円増で、順調に進んでいるかなという認識を持ったんですけれども、間違いないでしょうか。なにか心配な点があったらお示しいたきたいです。

◎谷本畜産振興課長 前回のプロポーザルは不調に終わりましたが、現在、運営主体となります一般社団法人四万十食肉公社がプロポーザルの参加表明を締め切っており、

参加表明を示した事業者がいると聞いておりますので、この点の心配はないと思います。また、事業費につきましても、前はサウンディング調査した以降に、結構時間を要したものですから、その間に価格が高騰したこともございましたけれども、今回の事業費の積算に当たっては、工事期間中の資材の高騰とか実勢価格を考慮して積算していると聞いておりますので、不調の可能性についても低いと認識しております。

◎西森（美）委員 課長がおっしゃったみたいに、前はサウンディング調査からプロポーザルまで時間があつた分、価格が見合わなかったこともあって不調だったと思うんですけども、お答えできる範囲で構いませんけど、プロポーザルから契約までどれぐらいのスケジュール感でやられるか。とても大事だと思うので教えていただけますか。

◎谷本畜産振興課長 新センターの運営主体である一般社団法人四万十食肉公社が公表している範囲でお答えしたいと思います。まず、プロポーザルの審査会をして契約するのが、今年の8月下旬を予定しています。それ以降実施設計に取りかかると、公社のホームページで公表しているところでございます。

◎上治委員 同じ四万十市新食肉センターの関係ですが、当初から約10か月遅れる、それ以上になる可能性はゼロかも分かりませんが、自分たちも行かせていただきましたが、かなり老朽化しているんです。遅れることによる影響があれば教えていただけますか。

◎谷本畜産振興課長 1番考えられるのは、その間に資材費が高騰して整備費が足りなくなる、整備が滞ることが考えられるんですけども、先ほど西森委員にお答えしたとおり、工事期間中の整備費の高騰について十分考慮した概算事業費を組んでいるとのことで、その可能性は非常に少ないと思います。また、現在四万十町を中心に増頭しておりますけれども、それについては順調に進んでおりますので、工事の遅れが増頭に影響することはないと認識しております。

◎上治委員 先ほど西森委員にも言われたとおり、ちゃんと計画ができて支援体制もできて順調にいておる。工場が遅れることによって特に支障がないという理解でいいですか。

◎谷本畜産振興課長 その通りでよろしいと思います。

◎上治委員 もう1点、飼料のところで、図3の対象者に入っていない畜産農家が、どういう系統でどのくらいおられるのか教えてください。

◎谷本畜産振興課長 割合になりますけれども、この制度に加入している農家は7割になります。3割が加入していないことになりますけど、こういった農家なのかということになりますと、非常に飼養規模が少なく、配合飼料価格の高騰に対して影響が少ない農家になります。具体的には、肉用牛ですと子牛を生産する繁殖農家、採卵する農家ですと土佐ジローなどの少ない羽数で収益を得ている農家になります。

これに対しても御意見をお聞きすると、確かに飼料高騰はしているんですけども、今問題になっているのはそれぞれ生産性にいろんな障害が出ているので、県に指導してくれな

いかと聞いております。土佐ジローの農家ですと、卵が売れてもっと生産したいんですけど卵を産む鶏の数が非常に少ないので、飼い方の指導をしてほしいとの声を聞きましたので、昨年度から指導に力を入れている状況でございます。

◎上治委員　そしたら今回の緊急支援事業に対して、3割の方も、これがなかったら大変困ることはない。そうでなかったら、国がなくても県独自で上乘せも考えたらいいんですけど、そういうことはないという理解でいいですか。

◎谷本畜産振興課長　お答えが直接的じゃないかもしれませんが、餌の高騰よりも生産性向上を県に支援してほしいということで、今取り組んでいます。

◎塚地委員　先ほどのセーフティーネット加入のことなんですけど、3割の未加入の人にどう対応するか。おっしゃるとおり、いろんな生産性を高める支援も大事だと思うんですけど、今、やっぱり運転資金がなかなか大変っていう声もあって。例えば、国のセーフティーネットが発動して、連続でなっているのということなんですけど、国のセーフティーネットの発動見込みはこれから全くないのか、もしそれが発動されることになれば、3割の未加入のところにも、県として一定の支援が考えられないのか、どんな感じなんでしょう。

◎谷本畜産振興課長　まず、国のセーフティーネットの考え方なんですけれども、この制度は短期間で急激に配合飼料価格が上昇したときに激変緩和策として国が実施している制度です。この枠組みについては変わるつもりはないけれども、これまでも補填が出るように参照期間を見直したり長めにとったり、あるいは補填基準を見直すなどして対処している。なかなか負担上昇が賄い切れない場合は、国独自で補填金をさらに上乘せするといった対策を講じているので、今後も続けていきたい。県独自のというお話がありましたけど、例えば経済対策でいける交付金を使って、まさに今回の補正予算もそうなんですけど、そういう形で生産者を支援していただきたいと聞いております。

◎塚地委員　県として小規模なところも支えていく姿勢が見えていくのが、減りゆく畜産の人達を支えることにもなるかと思っておりますので、よく声を聞いていただいて、対応をお願いしたいと思います。

◎武石委員長　質疑を終わります。

以上で、畜産振興課を終わります。

〈農業基盤課〉

◎武石委員長　次に、農業基盤課の説明を求めます。

◎大和農業基盤課長　条例、その他議案でございます。1ページを御覧ください。第10号議案は、高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正するに当たり、議会の議決をお願いするものでございます。

2ページを御覧ください。条例改正の趣旨、内容をお示ししております。土地改良法が

一部改正され、土地改良法第18条第6項に、土地改良区はその理事の年齢及び性別に著しい隔たりが生じないように配慮しなければならないという条文が追加されたため、第18条第7項以降に項ずれが生じたことに伴いまして、土地改良法の引用規定の整理をしようとするものでございます。

以上で、農業基盤課の説明を終わります。

◎武石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎武石委員長 質疑を終わります。

以上で、農業基盤課を終わります。

これで、農業振興部を終わります。

《林業振興・環境部》

◎武石委員長 次に、林業振興・環境部について行います。

それでは、議案につきまして部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので御了承願います。

◎坂田林業振興・環境部長 まず、一般会計補正予算について御説明します。2ページの補正予算総括表を御覧ください。1,580万円余りの増額補正をお願いするものでございます。補正の内容としましては、森林の適切な経営管理を行うために、地域の関係者が連携して取り組む森林の集約化を促進するためのモデルとなる取組への支援に関する経費を計上しております。補正予算の詳細につきましては、森づくり推進課長から説明させていただきます。

続きまして、付託案件ではございませんが、令和6年度の一般会計事故繰越し繰越使用報告について説明します。当部の案件は3件になります。3ページの事故繰越し繰越計算書を御覧ください。表の下のほうから、次の4ページにかけて記載しております。10款林業振興環境費、1項林業振興費の林道開設事業費、その下の山地治山総合対策事業費、及び1番下になりますけれども、15款災害復旧費、1項農林施設災害復旧費の林地災害復旧事業費につきまして、それぞれ事故繰越を行うこととなったものでございます。

主な理由としましては、右端の欄の説明欄でございますけれども、上から順番に、令和6年度台風10号により、法面が崩壊し、工法の検討等に日時を要したこと。次に、資材搬入路について地元との調整に日時を要したこと、最後でございますが、資材置場の確保に日時を要したことによるものでございます。簡単でございますか、説明は以上となります。

〈森づくり推進課〉

◎武石委員長 それでは、森づくり推進課の説明を求めます。

◎中城森づくり推進課長 当課の6月補正予算について御説明いたします。議案補足説明資料2ページでございます。資料右の説明欄にありますように、森林経営管理制度推進事

業費として、集約化モデル地域実証事業費補助金の計上をお願いするのでございます。

資料3ページにより、事業内容について御説明いたします。資料上段の現状と課題欄を御覧ください。森林の適切な経営管理を効率的かつ持続的に行うためには、林業経営体等による面的な集約が必要となりますが、森林の所有構造が小規模分散の状態にあることや、不在村化や世代交代により、所有者や境界が不明となりつつあることから、集約が十分に行われていない状況にあります。こうした状況を背景に、平成31年4月に森林経営管理法が施行され、市町村が森林所有者からの委託を受けて、森林整備を行う制度がスタートしました。制度の開始から7年目を迎え、本県においても、32の市町村で制度に基づく取組を進めておりますが、林業経営体への森林の集約化は、いまだ十分ではなく、さらに取組を進めるためには、市町村や林業経営体など、地域の関係者の連携を強化する新たな取組が必要となっております。

このため、資料中ほどにございます、国の事業を活用し、森林の集約化を促進するためのモデルとなる取組を支援いたします。具体的には、資料下段の事業内容欄右側の図の中央に記載しております。市町村や森林組合、林業事業体などの地域の関係者で構成される地域協議会が取り組む集約化を促進するための全体構想の作成と、経営管理の集約に必要な条件整備として、森林の調査や、消費者への説明を効率的に進めるための機器やソフトウェアの導入などを支援いたします。本事業による実証支援により、集約化のモデルを構築し、その成果を横展開することで、森林の適切な管理につなげていきたいと考えております。森づくり推進課の説明は以上でございます。

◎武石委員長 質疑を行います。

◎上治委員 地域協議会は、広域ではなくてそれぞれの市町村でつくっていく考えですか。

◎中城森づくり推進課長 この事業は各市町村で取組させていただきます。

◎上治委員 例えば地域協議会をつくって、市町村で集約化のやり方は違うかも分かりますけど、面積的に何ヘクタール以上とかいう規定がよくあると思うんですが、そういうのもあるんですか。

◎中城森づくり推進課長 今回の取組は仁淀川町で予定しているんですけども、現計画では800ヘクタールまで地域を設定して、その中で意向確認などをやっていこうと計画しております。

◎上治委員 今回のモデルでやっていく場合に、計画的に集約化されて、何年に事業計画とかトータルの実証になっていく事業なんですか。

◎中城森づくり推進課長 期間が1年間になりますので、そこまで長いところまではあれなんですけれども、基本的には全体構想を策定しますので、その全体構想の中で、長期スパンにつきましても入れていくことを予定しております。

◎上治委員 今回の議会でも、間伐なのか、皆伐なのか、それぞれ事業を進めていく上で、

という話が出たんですが、地域協議会には、市町村、事業者、組合も入っているので、1年間で、構想の中でそういうところまで決めていくんですか。

◎中城森づくり推進課長 現時点ではその計画でございます。

◎西森（美）委員 上治委員からもお話がありましたけれども、この地域協議会は、今の段階で、大体どれぐらいの協議会をつくれるのか。どのあたりでということ想定された予算計上だと思うんですが。

◎中城森づくり推進課長 先ほども少し触れさせていただきましたが、今回のモデル事業は仁淀川町でやっていこうと思っております。ですのでまず、1か所で進めさせていただきます。

◎西森（美）委員 その1か所で予定して、これからスケジュール管理をしていくと思います。全体構想と施業の提案書を作成していくということで、仁淀川町の状況があるかもしれないませんが、押しなべて、境界が不明であることが大きな課題になっていると思うんです。それを一つモデルケースとして横展開されるように考えられていると思うんですけれども、集約化の推進事業で、全体構想と施業の提案書で、1年間で大体一つのモデルをつくる。ある意味スタートなので完結とは、表現はあれかもしれませんが、それをやるという理解でよろしいでしょうか。

◎中城森づくり推進課長 1年間で最後まで行けないかもしれませんが、まずはできるところまで進めていくことになってまいります。

◎塚地委員 市町村ごとってということなんですけど、山の端境って入り組んでいたりして、山のこの面は仁淀川町でここは違うみたいなことで、さび分けは結構きわきわのところ、明確にこのゾーニングですみたいになるんでしょうか。

◎中城森づくり推進課長 この事業自体はモデル事業になりますので、基本的に、仁淀川町の中でもエリアを絞りますので、その段階で、町境を越えるようなことにはならない形になります。

◎塚地委員 先ほど言った800ヘクタールぐらいを対象にして今回やってみるということですね。それで、事務局的なことはどこが対応するようになるんでしょうか。

◎中城森づくり推進課長 基本的に窓口といいますか仁淀川町が、どちらかの団体に下ろすことになるかもしれませんが、入り口の部分については仁淀川町になります。

◎塚地委員 機器も使えないといけませんし、地域にもそれなりに精通していないと、この事業はなかなか難しいなあと思うんですけれども、明確に責任を持つ、事務局の人たちの人件費はこの中には入っていないですか。

◎中城森づくり推進課長 人件費は一定は見るんですけれども、仁淀川町の計画の中でどこまで入ってくるのかまで、まだ把握できておりません。

◎塚地委員 モデル事業なんですけど、1年という単位でどこまでできるかっていうこと

もあって、この際、いいことも難しい課題も洗い出させていただくことが大事かなと思いますので、どういう支援が今後も必要か見ていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎上治委員 実証事業なので仁淀川町でまずやってみよう。800ヘクタールの中には、どれぐらいの大地主がおられるか分からんし、小さいのもおるかも分からん。あるいは不在、全然駄目な人もおるかも分からん、様々な課題があるんですが、そういう課題の中で仁淀川町が地域協議会の中でいろんな案件があってやっていこうとする。例えば課題とか次へ持っていくためにとかも必要になるんですが、県は協議会の中に入っているのか。あるいは、実証された資料が県のほうに来るのか、その辺はどんなになっていますか。

◎中城森づくり推進課長 地域協議会に県は入っておりません。ただ、今でも経営管理者の中でいきますと、各林業事務所にワーキンググループを置きまして、市町村とも連携して取組を進めております。今回の事業につきましても、確認できました成果につきましては、各林業事務所に置いておりますワーキングでも共有していきたいと思っております。

◎上治委員 今回は仁淀川町なので、そこでやったものが各林業事務所あるいは本課を中心としながら広まっていけば大変いいことなので、ぜひよろしくお願いいたします。

◎武石委員長 質疑を終わります。

以上で、森づくり推進課を終わります。

これで、林業振興・環境部を終わります。

《水産振興部》

◎武石委員長 次に、水産振興部について行います。

それでは議案について部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので御了承を願います。

◎山下水産振興部長 水産振興部が提出しております議案につきまして総括説明いたします。まず、令和7年度6月補正予算について御説明いたします。2ページをお願いします。水産政策課から、債務負担行為の変更をお願いしております。これは、令和7年4月18日から、国が漁業近代化資金の基準金利を上げたことに伴い、漁業災害対策資金の利子補給率も引き上げる必要が生じたため変更をお願いするものです。

次に、3ページをお願いします。漁港漁場課の事業につきまして、計画調整に日時を要したため、来年度への繰越しをお願いするものでございます。

次に、令和7年度6月補正予算の追加提案分について御説明いたします。資料の4ページ、水産振興部補正予算総括表をお願いします。原油や飼料の価格高騰への対策として、今回、水産業振興課から1億1,850万円の補正予算をお願いしております。具体的には、燃油や飼料価格等の高騰により、厳しい経営状況にある漁業者の経営の安定を図るため、国のセーフティーネット構築事業における漁業者負担分への支援に必要な予算をお願いして

おります。各補正予算の詳細につきましては、各課長から説明させていただきます。議案は以上でございます。

最後に付託案件ではございませんが、令和6年度高知県一般会計事故繰越し繰越使用報告につきまして、案件が1件ございます。6ページを御覧ください。11款水産振興費、1項水産振興費の広域漁場整備事業費でございます。これは室戸岬沖の表層型浮魚礁土佐黒潮牧場10号の更新に当たる改修設置工事におきまして、令和5年12月に着手し、本年3月の完成を予定しておりましたが、本年2月21日に受注業者から、浮魚礁製作に係る鋼材溶接作業の一部において、無資格者が作業従事していた可能性があるとの報告があり、浮魚礁の品質確認手法の検討に日時を要したため、年度内に工事が完成できず、やむを得ず事故繰越しを行うこととなったものです。繰越額は2億7,052万8,000円で、品質の確認などができ次第、工事を完了し引渡しを受ける予定です。総括説明は以上でございます。

〈水産政策課〉

◎武石委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

初めに、水産政策課の説明を求めます。

◎田淵水産政策課長 当課の6月補正予算について御説明いたします。1ページ目でございますが、当課からは、資料の左から二つ目の事項欄、漁業災害対策資金の利子補給補助の債務負担行為の変更をお願いしております。内容につきましては、資料の2ページ目で御説明させていただきます。

1 制度の概要でございますが、漁業災害対策資金は、自然災害発生時等に被害を受けた漁業者が早期に復旧できるように、既存の制度資金、漁業近代化資金と沿岸漁業等経営育成資金ですが、これと民間金融機関のプロパー資金について利子補給を行う市町村に対して県が補助することで、被害を受けた漁業者がより有利に融資を受けられる制度となっております。基準金利は、漁業近代化資金または沿岸漁業等経営育成資金の金利を適用しております。市町村の利子補給率は、中ほどの表に記載しておりますとおり、基準金利が3%未満の場合は1%、基準金利が3%以上5%未満の場合は2%の利率になります。この2分の1以内の額を県が補助することとしております。

2 債務負担行為変更の理由でございます。令和7年度当初予算の債務負担行為では、過去の実績等を基に、年利率を1.0%と設定しておりましたが、最近の金利上昇に伴い、令和7年4月18日以降、国が定めております漁業近代化資金の基準金利が3.0%を超えており、この金利を漁業災害対策資金の基準金利に適用しますと、市町村の利子補給率は2%となることから、年利率の設定を変更するものです。説明は以上となります。

◎武石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎武石委員長 質疑を終わります。

以上で、水産政策課を終わります。

〈水産業振興課〉

◎武石委員長 次に、水産業振興課の説明を求めます。

◎土居水産業振興課長 当課の令和7年度6月補正予算、追加提案分につきまして、御説明をいたします。議案補足説明資料1ページ、水産振興部補正予算総括表ですが、当課から1億1,850万円の増額をお願いするものです。

3ページの表の上から3段目、3水産業振興費の説明欄の1沿岸沖合漁業等振興事業費は、国の物価高騰対策として措置された交付金を活用し、燃油や飼料価格の高騰による影響の緩和に向けました燃油等高騰緊急対策給付金事務委託料をお願いするもので、詳しくは次の資料で御説明いたします。

4ページに、この委託料についてまとめています。これは、昨年度の2月補正予算においても計上させていただきましたが、右の事業内容にありますとおり、令和7年度にセーフティーネット構築事業に加入している漁業者等が購入した、燃油及び養殖用配合飼料に対する補填金のうち、漁業者負担分の4分の1相当額を県が給付するもので、昨年度2月補正予算で措置した第1四半期に引き続き、今回、第2四半期の令和7年7月から9月の購入分を対象に支援するものです。漁業者等への給付は県内の漁業協同組合等に委託し、給付の要件は、3年間で、燃油の使用料の3%以上の削減や、現在より魚粉含有量の低い配合飼料の使用割合を3年間で5%以上増加させることとしております。こうした取組を通じ、生産性の向上やコスト削減などを図ることで、漁業の構造転換を進め、経営の安定化や持続化につなげてまいります。説明は以上でございます。

◎武石委員長 質疑を行います。

◎西森（美）委員 基本的なことをお伺いしたいんですけれども、令和4年と令和5年に同じようなものをされているので、それを踏まえて、今回の予算を積算されているだろうと思います。直近の令和5年6月と12月、どれぐらいのセーフティーネット事業に、加入されている漁業者が手を挙げられて給付を受けられているのか、それをお示しいただいていいでしょうか。

◎土居水産業振興課長 令和5年度の加入件数から申し上げますと、燃油につきましては484件、飼料につきましては80件の加入者がございます。これに対しまして、令和5年の6月補正と12月補正を合わせた申込み件数、給付金の申請件数は、燃油が450件、飼料が58件となっております。

◎西森（美）委員 実績としては484件中450件、飼料の方は80件のうち58件で、燃油に関しては90%以上ですし、飼料も70%以上なので、大体必要な方は申請されているという認識なのか、ここに漏れていらっしゃる方がいるのであれば、今回どのように啓発、周知をされるのか教えてください。

◎土居水産業振興課長 お話がありましたように、大多数の方が給付金を申請して下さっておりまして、申請されていない方は、御本人が使用を見込まれている年間使用量が少なかったりした場合で、申込みに係る手続とそれから得られる給付金、県の支援額を比較して、個々の経営判断で申請されなかったと認識しております。

◎西森（美）委員 それも含めて、掛け金を国が見てくれる内容でもあるので、掛け捨てではないこともしっかりご理解いただいて、できるだけ必要な方に使っていただけるようお願いしたいと思います。

それからもう1点、これは委託料ですので、1億1,850万円の中には、給付と事務経費があると思います。その内訳もお示してください。

◎土居水産業振興課長 今回お願いしております1億1,850万円のうち、正確な数字が手元にはないですが、漁協に事務手数料見合いでお支払いする金額が420万円ほどになっております。

◎西森（美）委員 事業主体としては県内の漁業協同組合等になっているので、大体、今までそこが仲介して申請されているんな事務をされていると思うんですけども、420万円が適正なのか。1人当たりの事務にこれぐらいかかるので、掛ける人数掛けるコストにしているのか、どんな感じで420万円を考えられているんですか。

◎土居水産業振興課長 漁業協同組合等とございまして、具体的には高知県漁業協同組合連合会、高知県漁協、宿毛湾漁協、高知県まぐろ船主組合、高知県淡水養殖漁業協同組合の5団体ございまして、それぞれの加入者数がベースになります。県からお支払いします給付金の事務見合いに、大体これぐらいの人役がかかるであろうと試算しまして、それ掛ける人件費で、人件費として1件当たりが3,300円ほどをベースにしまして、個々の漁業協同組合等の加入件数で掛けたものが、それぞれにお支払いする事務費となっております。

◎塚地委員 セーフティーネットの構築事業で、セーフティーネットに加入していただくことを促進するためにも使われてきたと思うんですけど、一定の変化はあるんでしょうか。

◎土居水産業振興課長 令和4年からセーフティーネットの漁業者負担分の支援を始めておりますが、令和4年ですと全体の加入件数が451件でございました。令和5年には564件、さらに令和7年は597件で、こういった事業を行うことで加入促進にもつながっているものと考えております。

◎塚地委員 これは当然、漁業協同組合の組合員、准組合員でないとセーフティーネットに入ることはできないでしょうか。

◎土居水産業振興課長 申し訳ございません。直ちに加入要件についてお答えができません。

◎塚地委員 漁協の組合員の資格問題が今いろいろ問題にもなっていたりして、まだもめている実態もあるように聞いていますので、そこは正常化も必要だし、漁協を通さなけれ

ば受けられない形がどうなのかというあたりは私も分かっておきたいと思いますので、調べた上で御返答いただけたらと思います。

◎武石委員長 なければ、質疑を終わります。

以上、水産業振興課を終わります。

〈漁港漁場課〉

◎武石委員長 次に、漁港漁場課の説明を求めます。

◎松澤漁港漁場課長 それでは、6月補正予算について御説明させていただきます。1ページの繰越明許費明細書を御覧ください。11款水産振興費、1項水産振興費、6目漁港建設費でございます。広域漁場整備事業費は、通称黒潮牧場と呼んでおります15基の表層型浮魚礁のうち、足摺岬沖13号の更新工事におきまして、浮魚礁に搭載する機器の納期が当初の想定よりも遅れることから、工事の年度内完成が見込めなくなり、繰越しをするものでございます。これにつきましては、工事の契約時点におきまして、年度をまたいだ契約期間を設定できるいわゆる翌債の手続を行いたいと考えているもので、今議会で繰越しの議決をお願いするものでございます。漁港漁場課の説明は、以上でございます。

◎武石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎武石委員長 質疑を終わります。

以上で、漁港漁場課を終わります。

これで、水産振興部を終わります。

《採決》

◎武石委員長 これより採決を行います。

今回は議案数3件で、予算議案2件、条例その他議案1件であります。

それでは、採決を行います。

第1号「令和7年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎武石委員長 全員挙手であります。よって、第1号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第10号「高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎武石委員長 全員挙手であります。よって、第10号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第14号「令和7年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成

の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎武石委員長 全員挙手であります。よって、第14号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、執行部は退席願います。

(執行部退席)

《意見書》

◎武石委員長 次に、意見書を議題といたします。

意見書案1件が提出されております。「納得のできる米の価格及び米の安定供給を求める意見書(案)」が、公明党、自由民主党、一燈立志の会、自由の風から提出されております。意見書案の朗読は省略したいと思いますですがよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎武石委員長 それでは意見をどうぞ、小休にいたします。

(小休)

◎ 米不足と米価の問題は、具体的な問題点も指摘し、改善点も要求したものを、2月議会で全会一致で上げております。今議会の冒頭に、国のほうからも、その意見に対して今こういう対応していますよってというのが配布されました。それを御覧いただくと、一定国も解決を目指す動きもやっていますので、当議会として連続して今出す必要があるのか。私どもは、今のタイミングで、この納得できる米の価格っていう表題も、一体誰がどのように納得をするのかという点も含めて、前回に引き続いてることになるので、いかななものかなと思っております。

◎武石委員長 正常に復します。

この意見書案につきましては意見の一致を見ませんので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、明日24日は休会とし、25日水曜日の午前10時から委員長報告の取りまとめ等を行いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

本日の委員会はこれで閉会します。

(11時14分閉会)